

## 依頼（仮称）第6次きさらづ障害者プラン（第6次木更津市障害者計画・第7期木更津市障害福祉計画・第3期木更津市障害児福祉計画）について

近年、障がいのある人の高齢化や重度化が進む中で、障害（児）福祉サービスのニーズはますます複雑化しています。

また、国においては、令和3年5月28日に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消推進法）の改正法が成立するなど、障がい者を取り巻く環境は変化しています。

こうした中、本市では、令和3年3月に策定した「第5次きさらづ障害者プラン」において、「自立と、共に支えあうまち・きさらづ」を基本目標として、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指してまいりました。

「第5次きさらづ障害者プラン」の計画期間が令和5年度をもって満了することから、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「（仮称）第6次きさらづ障害者プラン」を策定します。

### 1. 計画の位置づけ

木更津市障害者計画は、「木更津市基本構想」の個別計画の1つとして、基本構想に掲げる5つの基本方向のうち、「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」について、障がい者の施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけられています。

また、木更津市障害福祉計画及び障害児福祉計画は、木更津市障害者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置づけられます。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条

### 2. 策定体制等

#### (1) 木更津市障害福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係団体、関係行政機関の職員などで構成される障害福祉計画策定委員会の意見を聴取しながら検討します。

#### (2) 市民意見の募集等

市のホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見並びに木更津市地域自立支援協議会からの意見聴取を行います。

### (3)市議会への報告

計画素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に配布をします。

### 3. スケジュール

今後、本市在住の障害のある方たちにアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、令和5年度中に計画を策定します。

# 第5次きさらづ

## 障がい者プラン

木更津市障害者計画

木更津市障害福祉計画

木更津市障害児福祉計画



令和3年3月

木更津市

## 第 2 部 障害者計画

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 基本目標

本市は「魅力あふれる 創造都市 きさらづ」を将来都市像として、木更津基本構想の基本方向の1つである「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」を目標に各種福祉施策を推進しています。第4次きさらづ障がい者プランにおいては、福祉のまちづくりの目標を基本に、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージ\*の全ての段階において、障がいのある人が地域の中で自立した生活が営めるよう「ノーマライゼーション\*」と「リハビリテーション\*」の理念のもと、『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』を基本目標として掲げ、障がいのある人だけでなくその家族、地域社会、行政が連携し、共に生き生きと暮らせるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、この基本目標を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

### 『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』

また、基本目標を踏まえ、障がいのある人を取り巻く課題の克服に向けて6つの基本施策を掲げ、計画的に施策を実施します。

#### <課題>

- I : 障がいのある人への理解の推進
- II : 障害福祉サービスの提供基盤の整備
- III : 社会参加・就労の促進
- IV : 安全・安心な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実
- V : 障がいのある子どもへの支援の充実
- VI : 相談体制、情報提供体制の充実

#### <基本施策>

- 1 みんなが理解し合えるまちづくり
- 2 自立した生活をおくれるまちづくり
- 3 充実し生きがいのあるまちづくり
- 4 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 5 健やかな成長を支援するまちづくり
- 6 総合的な支援のあるまちづくり

## 2 基本施策

### 1 みんなが理解し合えるまちづくり

障がいをもととした差別や偏見、虐待は、あってはならないことです。しかし、依然として誤解や偏見による差別が障がいのある人の自立生活をさまたげていることもあります。

障がいのあるなしにかかわらず、市民が共に生き生きと暮らすことができるよう、障がいのある人への理解のための活動や福祉教育を、なお一層充実します。

また、交流・ふれあいの機会を充実させるため地域で障がいのある人を支えるボランティアやNPO、障がい者団体、地域自立支援協議会\*の活動の活性化を図ります。

### 2 自立した生活をおくれるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスの提供が必要です。さらに、経済的支援とともに、権利擁護も必要となります。

このため、利用者が求めるサービスを選択できるよう必要な福祉サービスの充実、医療費負担の軽減、権利擁護の推進に努めます。

また、自立した生活を継続するためには、身近な地域で市民一人ひとりの健康づくりを進めることが重要です。健康の保持、増進のための支援策の充実、保健・福祉・医療等の連携による強化を推進します。

### 3 充実し生きがいのあるまちづくり

働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上で極めて大きな意義があります。このため、就労に関する支援の強化、関連機関とのネットワークの充実を図ります。

また、社会における教育は、ゆとりや潤いを高めます。障がいのある人が心豊かな生活を送れるよう、生涯教育の場の充実を図るとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動や日中活動、社会活動へいつでも誰でも参加できるよう、必要な支援の実施、環境整備を推進します。

---

#### **4 安全で安心して暮らせるまちづくり**

どのような障がいがあっても地域の中で安心して安全に生活していけるように、「ユニバーサルデザイン※」の視点を取り込み、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物などのバリアフリーに取り組みます。

また、災害時における障がいのある人の安全確保を図るために、緊急時や災害に備えた安全・安心なまちづくりを推進します。

新型コロナ等の感染症について新しい生活様式に対応して暮らしを守ることや、福祉サービスの提供を継続するため、感染症対策などを進めていきます。

#### **5 健やかな成長を支援するまちづくり**

成長が気になる子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し、自立を目指すため、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、障がいの早期発見・早期療育の推進を図ります。

また、障がいのある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、療育体制、教育支援体制、保護者を支援する体制の強化を図ります。

#### **6 総合的な支援のあるまちづくり**

障がいのある人が日常生活で不安を感じたとき、身近で信頼できる人や機関に気軽に相談できることは、障がいのある人の不安の解消に大きくつながります。このため、障がいのある人が自らサービスを選択し、自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、相談支援及び情報提供の充実が必要です。

また、市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討し、計画の実現に向けた総合的な支援ネットワークの推進を図ります。

### 3 施策の体系

基本目標の実現に向け、各分野や関係機関などと連携し、「基本施策」「関連施策」の展開を図ります。

#### 【基本目標】

#### 【基本施策】

#### 【関連施策の体系】

『自立と、共に支え合うまち・きざらび』

1 みんなが理解し合える  
まちづくり

- ① 理解を深める活動の推進
- ② 福祉教育の充実
- ③ 交流・ふれあいの拡充
- ④ ボランティア活動やNPO活動の推進
- ⑤ 地域福祉の基盤づくりの推進

2 自立した生活をおくれる  
まちづくり

- ① 保健・医療・リハビリテーションの推進
- ② 在宅福祉サービスの充実
- ③ 居住支援の充実
- ④ 人権・権利擁護の推進
- ⑤ 経済的支援の充実

3 充実し生きがいのある  
まちづくり

- ① 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ② 就労支援と就労の場の拡充
- ③ 日中活動の場づくり

4 安全で安心して暮らせる  
まちづくり

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ② 移動・交通手段の整備改善
- ③ 防災・防犯対策の充実

5 健やかな成長を支援する  
まちづくり

- ① 障がいの早期発見・早期療育の推進
- ② 誰でも受けやすい教育環境の充実

6 総合的な支援のある  
まちづくり

- ① 相談体制の充実
- ② 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

## 第2章 施策の展開

### 1 みんなが理解し合えるまちづくり

#### (1) 理解を深める活動の推進

##### 【施策の方針】

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指し、障がいや障がいのある人々に対する理解を推し進め、障がいがある特別なものではなく、個性と理解されるような取組の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族・団体の活動を積極的に支援するとともに、広報活動を充実させることで、市民への理解を深める活動を推進します。

##### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 広報活動(情報提供)の充実	○障がいのある人に配慮したホームページ(インターネット)・広報・市議会だより・「福祉きさらづ」の作成・配布に努めます。	シティプロモーション課 障がい福祉課 議会事務局 図書館 社会福祉協議会
② 資料(情報)の収集・作成	○多様化する障がいに関する様々な情報について、収集・作成等を実施します。	障がい福祉課
③ 「障害者週間」「人権週間*」活動の充実	○「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民が理解し合える活動を実施します。	障がい福祉課 市民活動支援課 地域自立支援協議会
④ 関係団体による推進活動の充実	○障がい者関係団体等が行う推進活動を支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑤ 地域自立支援協議会の広報活動の充実	○木更津市地域自立支援協議会の活動内容を掲載し、障がいのある人が必要とする情報を得られるようホームページ(インターネット)の内容充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑥ 身体障がい者用駐車場の利用証発行制度の推進	○身体障がい者用駐車場など、障がい者等用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット*制度の実現に向け取り組んでいきます。	障がい福祉課

## (2) 福祉教育の充実

### 【施策の方針】

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

このため、学校や職場における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験学習、ボランティア体験の機会の充実を目指します。

また、広く市民各層に対して、障がいのある人への理解を支援するために必要な基本的な知識について、社会教育等を通じて普及を図ります。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○教育機関における福祉教育を継続的に行います。</li><li>○学校職員等に対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。</li><li>○障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画し、推進します。</li><li>○副読本の活用やボランティア体験など、障がい特性を理解する新規プログラムを導入し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図ります。</li></ul>	学校教育課  社会福祉協議会
② 社会教育等における人権や障がいのある人の問題の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解・問題に関する学習機会（公民館等の利用）の充実を図ります。</li><li>○人権啓発事業の充実を図ります。</li></ul>	生涯学習課  市民活動支援課

### (3) 交流・ふれあいの拡充

#### 【施策の方針】

障がいのある人もない人も、困ったときには、お互いに支え合いながら地域で暮らしていける仕組みを築くことが重要であり、この実践の積み重ねが共生するまちづくりを実現する第一歩となります。

このために、地域の団体が中心となって、誰でも参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要があります。そして、行政は、そうした地域の行事の開催に対し、積極的に協働していきます。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 地域活動における日常的な交流の充実	○日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各自治体等の様々な行事の企画を支援します。 ○心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。	社会福祉協議会 (行事のバックアップ) 各種相談機関
② 障がいのある人の社会参加促進	○各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置等に対する支援を行います。 ○各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
③ 交流活動への支援の充実	○開催場所や開催に係る助言アドバイスなど障がい者関係団体や地域等による交流活動への支援を行います。 ○ふれジョブ活動を推進します。	社会福祉協議会 障がい福祉課 地域自立支援協議会

## (4) ボランティア活動やNPO活動の推進

### 【施策の方針】

障がいのある人が地域で生活するためには、制度に基づく公的なサービスに加え、ボランティアやNPOなどの住民参加を基本とする制度外の活動によるきめ細かな支援が不可欠です。このため、情報提供機能・調整機能の強化を図り、多くの市民がボランティアやNPO活動に参加できる環境を整え、必要な支援を必要な人につなげる体制の整備に努めます。

また、障がいのある人のボランティアやNPO活動への参加を促進し、積極的な社会参加を支援しながらピア・サポート活動\*などの活性化を図り、障がいのある人やその家族が、関係機関や地域住民と生活課題を共有し、相互理解のもとで連携しながら解決できる支え合い体制の充実を図ります。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。</li> <li>○ボランティア参加の窓口を明確にし、市民等に周知活動を行います。</li> </ul>	障がい福祉課 社会福祉協議会  市民活動支援課
② 市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。</li> <li>○ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。</li> </ul>	社会福祉協議会  市民活動支援課
③ 障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人自らが同じ立場で障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の支援を行います。</li> </ul>	障がい福祉課
④ ボランティア・NPO活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会ボランティアセンターの育成機能や調整機能の充実を促進します。</li> <li>○今後、支援が求められる障がいのある人々に、より充実したボランティア・NPO活動を推進します。</li> <li>○ボランティアやNPO相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。</li> </ul>	社会福祉協議会  障がい福祉課  市民活動支援課

## (5) 地域福祉の基盤づくりの推進

### 【施策の方針】

障がいのある人もない人も共に暮らせるあたたかな地域を築き、健やかな地域生活を送るためには、市民同士が連携し、支え合うボランティア活動などの推進を図ることが必要です。

このため、地域福祉の視点から障がいのある人を市民ぐるみで支える取組を進め、市民と行政との役割を明確にしながら協働して障がいのある人の豊かな生活や社会参加を支援する重層的なネットワークづくりを推進します。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 地域の見守り・助け合い・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進	○地域の住民、民生委員・児童委員 <sup>*</sup> 、社会福祉協議会、自治会等による小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。 ○地域での見守り活動を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会  高齢者福祉課
② 市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	○市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
③ 地域の様々な社会資源の有効活用	○市内各地域の様々な公共施設や空き店舗など、障がいのある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。 ○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。	障がい福祉課  障がい福祉課
④ 地域課題の解決	○障がい福祉に関する地域の課題について地域自立支援協議会において協議します。	地域自立支援協議会

## 2 自立した生活をおくれるまちづくり

### (1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

#### 【施策の方針】

障がいを持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、予防できる疾病を予防し、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境は不可欠です。近年、社会環境の変化による食生活の多様化、運動不足等によるメタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧症の人が増加し脳血管疾患、心筋梗塞、腎機能低下による人工透析など内部機能障がいに至るケースが多く、生活習慣病の発症や重症化の予防を推進していくことが重要です。

また、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。

近年、心の健康に関する悩みを抱える方が増えている傾向にあるため、精神保健に関する事業を推進します。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①生活習慣病予防・介護予防対策の推進	○障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。	健康推進課 地域自立支援協議会
	○高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。	高齢者福祉課
②医療費の給付	○重度障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。	障がい福祉課
③安心して利用できる地域医療	○障がいのある人が必要な医療を受けられるように支援します。	障がい福祉課
④在宅療養生活の支援	○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。	障がい福祉課
	○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。	高齢者福祉課
⑤リハビリテーション体制の充実	○障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実を図ります。	障がい福祉課
	○介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。	高齢者福祉課
⑥精神保健福祉事業の推進	○心の健康に対する予防対策を推進します。 ○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談業務を推進します。	健康推進課 自立支援課 障がい福祉課

## (2) 在宅福祉サービスの充実

### 【施策の方針】

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。在宅サービスについては、「障害支援区分」に応じ、利用者自らが事業者と契約して必要なサービスを利用することができ、今後も、障がいのある人やその家族の意向に沿い、それぞれの必要に応じた適切なサービス利用を促進していきます。

また、発達障害者支援法に基づき、ライフステージに応じたその人に合った支援策が検討されており、国・県と協力しながら本市としての自立に向けた取組を進めます。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	○障害者総合支援法に基づく「居宅介護(ホームヘルプサービス)」や「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「同行援護」の障害支援区分に応じたサービスの提供を行います。	障がい福祉課
② 障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	○障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスとして「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「自立生活援助」及び「共同生活援助(グループホーム)」を提供します。	障がい福祉課
③ 障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業※」の推進	○障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します(「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援(手話通訳派遣等)」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業)。	障がい福祉課 自立支援課
④ 在宅の難病患者等に対する支援	○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。	君津健康福祉センター
⑤ 発達障がいのある人への総合的な支援策の検討	○発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。	学校教育課 子育て支援課 こども保育課

### (3) 居住支援の充実

#### 【施策の方針】

知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが重要となります。

障がいのある人一人ひとりが自分にあった暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」のほか、「グループホーム（共同生活援助）」などの必要量の確保を目指すとともに、単身生活者への支援体制の充実を図ります。

また、地域での生活を希望している人の自立生活を支援するためには、住まいの場の提供と相談支援体制（地域移行支援・地域定着支援）の充実が不可欠であるため（平成26年4月1日改正により地域移行支援の対象者が拡大され矯正施設退所者が含まれました。）、市の住宅施策との調整の中で、障がいのある人の地域での継続的な生活や施設入所からの地域への移行を支援する暮らしの場の確保を図ります。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	○障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、生活ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。 日中サービス支援型グループホームを通じて、施設等に入所している障がいのある人の地域移行を促進します。	障がい福祉課
② 一般住宅の確保の支援	○公営住宅への入居や新たな住宅セーフティネット制度の活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保を図ります。	住宅課
③ 住宅改造の支援	○地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう、住宅を改造するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。	障がい福祉課
④ 居住支援体制の充実	○住まいに関する相談等（地域移行支援・地域定着支援）に対して、解決できるよう一緒に考えます。地域生活支援拠点 <sup>*</sup> 整備に努めます。	障がい福祉課

## (4) 人権・権利擁護の推進

### 【施策の方針】

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、また、平成28年4月に全ての国民が、障がいや理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行されました

本市においても、法律の趣旨を踏まえ、障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、障害者虐待防止センターと連携して、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策を展開していきます。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する体制づくりが重要です。このため、財産の保全管理や各種申請など、障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業※などの利用を推進します。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 虐待防止など人権に関する啓発の推進	○障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。	障がい福祉課 子育て支援課
② 虐待等への的確な対応のための体制強化	○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。 ○「子育て世代包括支援センター※」や「要保護児童対策地域協議会」と連携を図り、関係機関と情報共有、役割分担をし、協同で支援をします。 ○障害者虐待防止センターにおいて虐待の事実確認、立入調査、措置（一時保護、後見審判請求）などを実施します。	障がい福祉課 高齢者福祉課 学校教育課 子育て支援課 こども保育課 障がい福祉課
③ 日常生活自立支援事業の推進	○知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。	社会福祉協議会
④ 権利擁護体制の確立	○きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知と利用促進を図ります。 ○きさらづ成年後見支援センターとの連携により、市民後見人養成講座を定期的で開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化を図ります。	自立支援課 社会福祉協議会
⑤ 差別解消に向けた取組	○差別解消に向けた取組を推進します。	地域自立支援協議会

## (5) 経済的支援の充実

### 【施策の方針】

障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。このため、各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 各種福祉手当の支給	○在宅の障がいのある人に対する各種福祉手当を支給します。	障がい福祉課
② 各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。	障がい福祉課

### 3 充実し生きがいのあるまちづくり

#### (1) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実

##### 【施策の方針】

障がいのあるなしにかかわらず、地域の中で生きがい・楽しみをつくり、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実させ、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを支援していくことが重要です。

こうした視点に立ち、生活のゆとりやうるおいを高めるための生涯学習機会を充実させ、誰もが参加しやすい環境づくりを推進し、交流の幅が広がる活動の促進を図ります。

##### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習の機会の充実に努めます。</li> <li>○公民館活動等、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善に努めます。</li> <li>○スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。</li> <li>○健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮したスポーツ、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。</li> </ul>	スポーツ振興課  障がい福祉課  障がい福祉課 地域自立支援協議会
③障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習関連情報の収集及び周知徹底に努めます。</li> <li>○障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。</li> <li>○生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。</li> </ul>	図書館

## (2) 就労支援と就労の場の拡充

### 【施策の方針】

就労者も地域の就労支援施設\*利用者も、地域の中で賃金を得てその人らしく自立した生活をするには、社会参加と自己実現のために非常に意義があります。障がいがあっても働く意欲のある人が、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指し、工賃向上のため、障害者優先調達推進法等を通じ、授産品等の販路拡大に努めます。

また、福祉、雇用、教育等の各機関との連携を図りながら、障がいのある人が働きやすい地域づくりのために総合的な取組を推進します。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障がいのある人の雇用の推進	○障がいのある人を雇用している事業所へのフォローや雇用しようとしている事業所の相談や障がいや障がいのある人への理解の充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
② 総合的な就労相談体制の確立	○障がいのため地域から孤立し能力がありながら情報や支援を受けられないため地域で働くことのできない方へのアウトリーチ*を含めた働きかけと相談を行います。	自立支援課
③ 就労支援施設への支援	○特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。	障がい福祉課
④ 就労支援施設の工賃向上への支援	○事業所の工賃向上のための検討を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。 ○市の施設を利用した障害福祉施設による販売を推進します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑤ 市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大	○行政関連業務においても障がいのある人が働ける職場や職務内容について検討します。	職員課

### (3) 日中活動の場づくり

#### 【施策の方針】

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会参加活動を行うためには、様々な日中活動の場を確保していくことが求められます。

また、障がいのある人が社会参加しやすい環境をつくっていくためには障がいのある人本人・家族及び多くの市民の協力や参加が必要です。このため、福祉施設の日中活動の場の確保だけでなく、引きこもりなどの問題が生じないよう地域ボランティア団体との連携を強化し、いつでも自由に利用できる日中活動の場を支援します。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	○ 障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保を促進します。	障がい福祉課
② 新たな日中活動の場づくりの検討	○ 障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会

## 4 安全で安心して暮らせるまちづくり

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### 【施策の方針】

障がいのある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園等における障がいのある人の利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

また、単に改善にとどまらず、利用者のニーズなどを踏まえた「ユニバーサルデザイン」への配慮などといった考え方を取り込みながら、計画的、効率的な施設整備を進める必要があります。

このため、障がいのある人が安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、計画的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を図ります。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	○障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインを推進します。	施設所管各課
② 安全・安心の道路交通環境や公園の整備	○障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。 ○障がいのある人が利用しやすい園路やトイレなど公園施設の整備促進を図ります。	土木課 市街地整備課
③ 障がいのある人の意向を踏まえた事業実施と「バリアフリー基本構想」の策定・推進	○新規あるいは既存の公共施設や道路等の整備の際に、障がい者関係団体等からの意見が反映されるシステムの定着を図ります。 ○「バリアフリー基本構想」の策定を検討し、公共施設とその周辺の道路等を含む、面によるバリアフリー化を推進します。	施設所管各課
④ 民間建築物の整備改善に関する情報提供	○不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。	建築指導課

## (2) 移動・交通手段の整備改善

### 【施策の方針】

市内の駅施設のバリアフリー化は進みつつありますが、路線バスの低床化や視覚・聴覚障がいに対応した情報提供の在り方など、まだまだ多くの課題を残しています。

このため、障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、移動支援サービスの充実を図るとともに、電車、バスなどの公共交通機関及びその関連施設だけでなく、それらを補完する人による対応（接遇・介助等）等を含めたバリアフリー化を推進します。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。	障がい福祉課
② 地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実	○介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを構築します。 ○タクシー券の交付等、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。 ○利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。	高齢者福祉課 障がい福祉課 地域政策課
③ 公共交通機関のバリアフリー化の促進	○電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。 ○駅施設などの情報のバリアフリー化（視覚・聴覚障がいに対応した文字や音等による情報提供）を働きかけます。 ○機器整備等によるバリアフリー化を補完する人による移動支援（接遇・介助等）の充実を図ります。	地域政策課 （公共交通機関）

## (3) 防災・防犯対策の充実

### 【施策の方針】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難の遅れによる多数の犠牲者の発生、長期間の避難所生活でのストレスや健康状態の悪化など、様々な課題が浮き彫りになりました。また、近年台風・ゲリラ豪雨など天候不順による風水害や土砂災害が増加しており、日頃から防災意識を高める必要があります。

このことから、自力避難の困難な障がいのある人たちに対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めるとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立します。

また、障がいのある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、犯罪の被害に遭う危険性が高いことから、障がいのある人が悪徳商法などの被害に遭わないための施策の推進に努めます。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 地域防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン*を作成します。</li> <li>○地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害等の非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。</li> </ul>	危機管理課 関係各課
② 情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用し、視覚障がいや聴覚障がいなどがある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。また、災害復興時においても必要な諸手続きについて情報伝達に努めます。</li> <li>○聴覚障がい者・言語障がい者用メール119、ファックス119及びNet119緊急通報システムの周知、利用促進します。</li> </ul>	危機管理課 関係各課 (放送事業者)  消防署
③ 障がい特性に合わせた福祉避難所*の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討します。(木更津市地域防災計画)</li> <li>○災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。</li> <li>○視覚障がいや聴覚障がいがある人への情報伝達が行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。</li> <li>○福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。</li> <li>○障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。</li> </ul>	危機管理課 障がい福祉課
④ 防災学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。</li> <li>○平常時から障がいのある人たちと接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者関係団体等の福祉関係者に対する防災研修・訓練を実施して相互の連携を深めます。</li> </ul>	危機管理課  社会福祉協議会
⑤ 地域防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。</li> <li>○障がいのある人への消費者教育の充実を図ります。</li> </ul>	市民活動支援課
⑥ 新型コロナ等の感染症拡大防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者施設などの新型コロナ等の感染症拡大防止について、関係機関と連携し対策に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課

## 5 健やかな成長を支援するまちづくり

### (1) 障がいの早期発見・早期療育の推進

#### 【施策の方針】

障がいのある子どもに対しては、できる限り早い段階で適切な支援を行うことにより、生活上の困難さが少なくなります。そのためには、保護者が障がいを正しく理解し、受け止めることが支援体制の向上につながります。

適切な支援につなげるため、乳幼児に係る相談事業が十分周知されるよう引き続き周知活動を進めるとともに、育てづらさのある子に関する理解を図るため、正しい知識との普及啓発を図っていきます。

また、健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、早い段階で障がいを発見し、適切な療育につながる一体的な体制づくりを推進します。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。</li> <li>○ 乳幼児の健康診査時に育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。</li> <li>○ 親が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による心理発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。</li> </ul>	健康推進課  子育て支援課 こども保育課
② 早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達が疑われる子が早期専門機関の受診や療育を受けられるように支援します。</li> <li>○ 障がいの早期発見のための保健、福祉、学校等の連携を強化し、早期療育につなげます。</li> <li>○ 発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。</li> <li>○ 臨床心理士・言語聴覚士等の配置に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課 学校教育課 子育て支援課 こども保育課 まなび支援センター
③ 一貫した支援体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳交付時に「ライフサポートファイル(クローバー)*」を配布し、一貫した生活の質の向上を目指します。</li> </ul>	障がい福祉課
④ 居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。</li> </ul>	障がい福祉課 地域自立支援協議会

## (2) 誰でも受けやすい教育環境の充実

### 【施策の方針】

LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥、多動性障がい）、高機能自閉症など、障がいのある子どもに対しての特別支援教育\*の推進や障がいに対応した支援が求められています。

このため、障がいのあるなしにかかわらず、その子らしく生き生きとした学校生活・教育を受けられるよう、ニーズに対応した支援体制・相談体制・教育環境の整備・充実を図ります。

また、放課後や長期休暇時における居場所づくりを推進します。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 就学・教育相談体制の充実	○保健・福祉や保育所、幼稚園、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。	子育て支援課 こども保育課 学校教育課 障がい福祉課
② 障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	○特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。	学校教育課
③ 特別支援教育の推進	○通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST（スクールサポートティーチャー）*等を配置し、多様なニーズに適切な支援を図ります。 ○身体に障がいのある子どもに対し、移動、介助等一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。	学校教育課
④ 「障がい」に関する教職員研修の充実	○発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
⑤ 障がいのある子どもの放課後対策等の充実	○障がいのある未就学及び就学している子どもの夏休みなど長期休暇時における居場所づくりや放課後対策を促進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。 ○重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。 ○医療的ケア児の支援について関係機関による協議を推進します。	学校教育課 こども保育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会  障がい福祉課  障がい福祉課 地域自立支援協議会

## 6 総合的支援のあるまちづくり

### (1) 相談体制の充実

#### 【施策の方針】

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題について、そのニーズに即した相談体制を整えることは地域生活を支援する上で重要です。このため、安心して、また、気軽に利用できる身近な相談体制の充実を図るとともに、障がいがあることにより、情報の入手が制限されないよう、意思疎通支援の充実を図ります。

#### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図ります。</li> <li>○ファックスやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。</li> <li>○相談窓口のスキルアップを目指し、障がい特性の知識など専門性向上を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
② 総合的な相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課・関係各機関と連携し、「ワンストップ相談<sup>*</sup>」体制を整えます。</li> <li>○委託された相談支援事業所において、障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。</li> <li>○基幹相談支援センターの機能を強化し、地域における中核的な役割を担います</li> </ul>	障がい福祉課 自立支援課  相談支援事業所  障がい福祉課
③ 障害者相談員 <sup>*</sup> 活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。</li> <li>○権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員<sup>*</sup>、地域相談員<sup>*</sup>や社会福祉協議会と連携します。</li> <li>○障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。</li> </ul>	障がい福祉課   社会福祉協議会
④ 民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。</li> </ul>	社会福祉課 社会福祉協議会
⑤ 日中活動体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日中活動を通し、障がいのある人の社会生活が向上できるように支援します。</li> </ul>	障がい福祉課
⑥ 計画相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業所を確保し、セルフプランの解消に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課

## (2) 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

### 【施策の方針】

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、様々な生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが重要です。

このため、全市的な支援ネットワークの構築のほか、地域自立支援協議会を中心に、地域の福祉、医療、教育、就労などの様々な関係者が連携します。

また、君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。

### 【主要施策】

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークを充実します。</li> <li>○地区社協*・自治会などのネットワークづくりを推進します。</li> <li>○多様な市民ボランティア活動、NPO活動、自助グループによる活動が地域資源活用に結びつくよう、ネットワークづくりを推進します。</li> <li>○地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など他分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。</li> <li>○君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課 地域自立支援協議会  社会福祉課 社会福祉協議会  市民活動支援課  障がい福祉課 地域自立支援協議会
② 総合的なマネジメント機能の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント*機能を有する体制の確立を目指します。</li> </ul>	障がい福祉課 地域自立支援協議会

## 第 5 次策定時アンケート調査項目

### ■調査概要

項目	内容
調査対象	市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び精神通院受給者証所持者の方
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年6月～7月頃
調査地域	木更津市全域
配布数	1,000票

### ■調査項目

項目	設問内容
①あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて	<ol style="list-style-type: none"><li>1. お答えいただくのはどなたですか</li><li>2. あなたの年齢をお答えください</li><li>3. あなたの性別をお答えください</li><li>4. あなたがお住いの地区はどこですか</li><li>5. いまあなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか</li><li>6. 日常生活の中で次の支援が必要ですか</li><li>7. あなたを支援してくれる方は主に誰ですか</li><li>8. あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください</li></ol>
②あなたの障害の状況について	<ol style="list-style-type: none"><li>9. あなたは身体障害手帳をお持ちですか</li><li>10. 障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください</li><li>11. あなたは療育手帳をお持ちですか</li><li>12. あなたは精神障害者保険福祉手帳をお持ちですか</li><li>13. あなたは重症心身障害の認定を受けていますか</li><li>14. あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか</li><li>15. あなたは発達障害の診断されたことがありますか</li><li>16. あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか</li><li>17. その関連障害をお答えください</li><li>18. あなたは現在医療的ケアを受けていますか</li><li>19. あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください</li></ol>

項目	設問内容
③住まいや暮らしについて	20.あなたは現在どのように暮らしていますか 21.あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか 22.希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか
④日中活動や就労についてお聞きします	23.あなたは1週間にどの程度外出しますか 24.あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか 25.あなたは、どのような目的で外出することが多いですか 26.外出する時に困ることは何ですか 27.あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか 28.どのような勤務形態で働いていますか 29.あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか 30.収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか 31.あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか
⑤相談相手についてお聞きします	32.あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか 33.あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知る事が多いですか
⑥障害福祉サービス等の利用についてお聞きします	34.あなたは障害支援区分の認定を受けていますか 35.あなたは次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。 36.あなたは介護保険によるサービスを利用していますか 37.該当する要介護度はどれですか 38.利用している介護保険サービスはどれですか
⑦権利擁護についてお聞きします	39.あなたは、障害がある事で差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか 40.どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか 41.成年後見制度についてご存じですか
⑧災害時の避難等についてお聞きします	42.あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか 43.家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか 44.火事や地震等の災害時に困ることは何ですか

## きさらづ障がい者プランに関する意見（各専門部会・調整会議より）

### ○アンケートについて

- ・5「いまあなたが一緒に暮らしている人はどなたですか」ではなく、「あなたのご家族構成について伺います」のほうが一般的表現なのでは。
- ・22「希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか」の回答選択肢に聴覚障害者の希望する暮らし、ニーズが反映されるように、いつでも、どこでも、安心して手話通訳者を依頼（コミュニケーション支援事業を利用）できる環境を入れたほうがよいのでは。
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者のみ、配布数をあらかじめ決めたほうがよいのでは。
- ・聴覚障害者の方向けに、「回答方法がわからない方は障がい福祉課に来庁いただければお手伝いします」と記載したほうがよいのでは。

### ・アンケート内容の追加

- ①どのような情報を必要としていますか。（お金・仕事・福祉サービス・住まい・スポーツ・サークル・話し相手・ピアサポート・イベント情報・災害時対応・バリアフリーマップ・相談窓口など）
- ②それらの情報はどのような形で得たいですか。  
（ホームページ・Twitter・Instagram・Facebook・LINE・メール・FAX・郵送など）
- ③あなたがやってみたいことは何ですか。  
(1)仕事（一般事務 接客業 制作 その他）  
(2)スポーツ（ボッチャ フライングデスク ソフトバレー その他）  
(3)勉強(資格)(パソコン 語学(英会話など) マッサージ指圧 その他)  
(4)趣味活動（園芸 音楽 映画 絵画 料理 書道 その他）  
質問するとともにそれぞれの情報として、一覧及び問い合わせ先を掲載してみてはどうか。
- ④家族の声が聞けるような設問を設けてみてはどうか。（家族の困りごとや知りたい情報など）

### ○プランの内容に関して

- ・令和4年5月25日障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行。第5次きさらづ障がい者プランにおいて相談体制・情報提供体制の充実が課題として挙げられていたため第6次きさらづ障がい者プランでは、情報提供のより具体的な内容を講じていく必要があると思われる。

・障がい者施策の周知啓発活動、広報活動、障がい者の雇用促進、行政職員による障がい者への相談支援の方法等において、具体的な手立てを示していただきたい。

・木更津市は今年5月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、SDGsへの取り組みを行っている。17の目標の中には、「3すべての人に健康と福祉を」の項目があるため、プランの基本目標にSDGsの推進を入れた文章にしてみてもどうか。

・居住支援部会において日中支援型GHに関して大きな活動となっているため記載してはどうか。

・医療的ケア児の支援体制に関する内容を記載してはどうか。